

応募要領

1. 公募件名

令和7年度地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドへの移行支援業務

2. 目的及び概要

令和3年5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方公共団体の基幹業務システムは、標準化基準に適合するものでなければならないとされ、標準化基準に適合したシステムの利用が義務化された。

また、令和6年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則2025年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備する。その際、2025年度に向けて、制度改正等が移行作業に与える影響を地方公共団体や事業者を通じて丁寧に把握し、移行困難システム（※）を含む基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて積極的に支援する。」としている。

※令和6年12月の標準化基本方針改定に伴い、移行困難システムは「特定移行支援システム」へ名称変更している。

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けて、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを市町村が安心して利用できるよう、「ガバメントクラウド先行事業」及び「ガバメントクラウド早期移行団体検証」（以降、「検証事業」という。）では、ガバメントクラウドへの移行を行う過程での様々な課題検証を実施し、令和6年度には1,000を超える団体の協力により、後続となる地方公共団体やベンダーに対してガバメントクラウドに係る知見の共有を図ってきた。令和7年度において、こうした知見の更なる横展開を図りながら、ガバメントクラウドの利用を支援するため、本調達においては、「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドへの移行支援業務」を実施する。

3. 公募期間

令和7年5月8日から令和7年5月28日 12時

4. 契約形態等

請負契約

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

令和 7 年 4 月 1 日から有効な、令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の申請を行っている、又は行うことを確約すること。(※)

※当該資格を契約の条件とするので、業務開始日(契約日)に資格取得が間に合うように、申請時期に留意すること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

- (4) デジタル庁又は他府省庁において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) デジタル庁における入札制限等に関する規程(令和 4 年 3 月 9 日会計担当参事官改定)に基づき入札制限対象企業の指定を受けていない者(入札制限の適用を除外された者を含む。)であること。
- (6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- (7) 上記(6)に定める暴力団排除対象者であることを知りながら再委託等の相手方としないこと。
- (8) 上記(1)～(7)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

以下の要件を全て満たすこと。なお、業務の要件や詳細については、別添仕様書等に準拠する。

- ・デジタル庁のホームページに掲載している最新の「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」、「地方公共団体情報システムガバメントクラウド移行に係る手順書」、「ガバメントクラウド利用における推奨構成」の内容を理解するなど、ガバメントクラウドに係る技術面・手続き面における専門的な知見を有していることに加え、地方公共団体の業務やシステム、アプリケーションにも精通していること。
- ・GCAS アカウントを保持しており、GCAS ガイド上に公開されているガバメントクラウド関連文書に記された内容を十分に理解していること。また、令和6年度下半期にデジタル庁が開催した説明会の内容を確認し、GCAS の各種機能（ユーザー登録、GCAS ヘルプデスク、CSP 環境払出し申請など）について十分理解していること。
- ・デジタル庁では、直近2年間において、ガバメントクラウド先行事業（R5）、早期移行団体検証事業（R5, R6）、共同利用方式の推進及びマルチベンダにおけるシステム間連携の検証事業（R5, R6）を実施している。地方公共団体のシステム構成の現状を把握していることが求められることから、当該期間において、毎年少なくとも1件以上、当該ガバメントクラウドに関わる事業の支援実績があること。また、過去の全ての検証事業の成果物の内容を把握していること。
- ・地方公共団体における標準化等の状況を把握するとともに、必要な助言や情報提供等を行う、標準化PMO ツールの機能（進捗管理機能、情報提供機能、問い合わせ機能・FAQ機能）を理解し、活用することができること。
- ・令和7年度上半期中の公表に向けて、契約後速やかに調整を行い、ガバメントクラウドの移行に係る関連文書や資料の作成等の支援ができること。
- ・日々接するガバメントクラウドに係る問合せについて、関係者と調整をしながら対応する必要があるため、契約後1週間以内に常時対応可能な体制を構築することができること。
- ・地方公共団体向けに説明を滞りなく行う必要があることから、年10回以上の説明会（対面、オンライン問わず）の開催支援（事前案内、会議議事録作成、QA 取り纏め、アンケート対応等）の実績があること。

7. 仕様内容

別添調達仕様書のとおり

8. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 5.（3）にある資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (4) 「6. 応募条件」を満たすことを簡記した提案書（最大20ページ程度）
様式は任意とする。どういった知見を有し、体制を構築できるか具体的かつ簡潔に記載すること（総ページ数の多さは評価とは無関係である。）。
- (5) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って参加申込書等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年5月28日（水）12時必着
- (2) 提出先
デジタル庁 戦略・組織グループ 会計担当 契約班（担当：澤村）
電話：03-6891-2474（直通）、070-7416-9924（代表）
E-mail：keiyakuall@digital.go.jp
- (3) 本応募要領に関する問い合わせ先
デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ
地方業務システム基盤チーム
電話：03-6891-1270（担当：羽田、松田、伊藤、荒瀬）
E-mail：git-local_package@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

- (1) 契約相手方の決定方法
本件の要件を満たす事業者が一者の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、一般競争（総合評価落札方式）へと移行する。
- (2) 審査結果の通知
審査の結果については、令和7年6月3日（火）までに、提案者に対して、担当よりメールにより通知する。

11. その他

- (1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類等に対して、担当から質問する場合があるため、担当より質問があった場合には速やかに対応すること。
- (4) 本調達に係る契約締結は、当該経費に対して令和7年度予算が確保され、予算示達がなされることを条件とする。